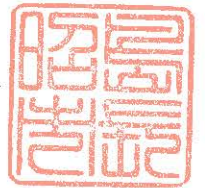


市道路線の供用開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、市道路線の供用を次のように開始する。

令和 8年 6月 9日

昭島市長 白 井 伸 介



記

- 1 道路の種類 市 道
- 2 路 線 名 市道南497号
- 3 敷地の幅員及びその延長 市道路線供用開始位置図のとおり
- 4 区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
場 所 都市整備部管理課
期 間 令和 8年 6月 9日から令和 8年 6月23日まで

市道路線供用開始位置図

<市道南497号>

供用開始前の表示

起点 中神町二丁目25番
 終点 中神町二丁目221番
 延長 452.12メートル
 幅員 4.00～4.50メートル

供用開始後の表示

起点 中神町二丁目25番
 終点 中神町二丁目221番
 延長 452.12メートル
 幅員 4.00～5.00メートル

供用開始する区間の表示①

起点 中神町二丁目168番
 終点 中神町二丁目169番
 延長 26.53メートル
 幅員 5.00メートル

供用開始する区間の表示②

起点 中神町二丁目192番
 終点 中神町二丁目196番
 延長 44.39メートル
 幅員 5.00メートル

